

次のとおり、見積合わせに付する。

令和 7 年 3 月 5 日

徳島県立海部病院長 浦岡 秀行

一 見積合わせに付する事項

- 1 購入物品の件名
令和 7 年度 徳島県立海部病院 試薬
- 2 物品の規格及び特質等
(別表)「令和 7 年度海部病院見積試薬一覧」による。
- 3 契約期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
徳島県立海部病院
(徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷 266 番地)
- 5 納入方法等
仕様書による。

二 見積合わせに参加する者に必要な資格

- 1 次の条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
 - (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者。
 - (3) (2) の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者で、令和 2 年 4 月 1 日以降に、徳島県内の一般病床 100 床以上の病院に試薬の納入実績がある者。
 - (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
 - (5) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
- 2 資格審査の申請の方法
二の 1 の (2) において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請

書（様式第1号、この様式については、徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県企画総務部管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、五に示す見積書の提出期限の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

所在地 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

所属名 徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2063

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika@pref.tokushima.lg.jp

三 見積合わせ説明書及び仕様書の交付について

1 交付場所

徳島県立海部病院ホームページに掲載

四 問い合わせ先について

1 問い合わせ先

所在地 徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷266番地

所属名 徳島県立海部病院 3階 事務局 経営・情報担当

電話番号 0884-72-1166

ファクシミリ番号 0884-72-3521

電子メールアドレス kaifubyuin@pref.tokushima.lg.jp

2 問い合わせの方法

問い合わせについては、（別紙1）「仕様書等に関する質問書」をファクシミリ、持参又は電子メールで行うものとする。（ただし、持参による場合は、平日午前8時30分から午後5時までとする。）

3 問い合わせの受付期間

令和7年3月5日（水）から令和7年3月14日（金）午後5時まで
これ以降の問い合わせについては、回答できない場合がある。

五 見積合わせ手続き等

1 見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

（1）提出期限

令和7年3月25日（火） 午後5時

(2) 提出場所

所在地 徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷 2 6 6 番地

所属名 徳島県立海部病院 3 階 事務局 経営・情報担当

(3) 提出方法

持参又は郵送（ただし、持参の場合は平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。郵送の場合は、書留郵便で期限内に必着のこと。）

また、(別表)「令和 7 年度海部病院見積試薬一覧」は、電子データを電子メールで提出すること。

2 見積合わせの方法

(1) 見積参加者は、見積もった契約希望金額に消費税を含めた金額（1 0 0 分の 1 1 0 に相当する金額）を（別表）「令和 7 年度海部病院見積試薬一覧」に記載すること。

(2) 見積合わせについては、(別表)「令和 7 年度海部病院見積試薬一覧」の品名ごとの単価を比較して行う。

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

4 契約保証金

免除

5 見積書の無効

次の各号に該当する場合は無効とする。

(1) 二に規定する見積参加者に必要な資格のない者がした場合

(2) 記名押印のない場合

(3) 見積事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額を持って価格を表示しない場合

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記用具で作成したもの

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

ウ 物品の名称の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 住所及び氏名の記載を誤ったもの

オ 印鑑の使用を誤ったもの

(4) 同一人が同一物件に対して複数の見積書を提出した場合

(5) 提出期限までに指定した場所に到達しない場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、見積合わせに関する条件に違反した場合

6 契約の相手方の決定

有効な見積書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を契

約の相手方とする。

なお、採用となるべき同価の見積もりをした者が2者以上あるときは、本件見積合わせ執行事務に関係のない職員にくじを引かせて、契約の相手方を決定するものとする。

7 契約書の作成の要否
要

8 その他
詳細については、見積合わせ説明書及び仕様書等による。